

大阪市教育委員会
委員長 池田 知隆 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中川 喜代子

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 7 月 23 日付け大市教委第 1388 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 5 月 7 日付け大市教委第 557 号により行った不存による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 20 年 4 月 23 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 項に基づき、実施機関に対し、未成年者である本人の法定代理人として当該本人について「請求者にかかる平成〇年〇月〇日に〇〇中学校で発生した体罰報告書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在していないため保有していない。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 6 月 11 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 特定日に特定中学校で発生した事案は、以下のとおりである。

- ・ 社会の授業（3時間目）開始直後に、遅れて入室した本人（以下「当該生徒」という。）に、教科担当教諭が遅れた理由を聞き指導しようとした。
- ・ その際、教科担当教諭は当該生徒の姿勢が斜めに傾いていたので、姿勢を正すために左肘あたりの制服を持って正対させた。
- ・ 当該生徒は授業終了後、職員室にいた教諭に「先生に暴力を受けた」と告げた。当該生徒の担任は、当該生徒と保健室に同行し当該生徒に状況を尋ねると、当該生徒は「教科担当教諭に腕を引っ張られたとき、制服の第一ボタンを留めていたので、カッターの襟元で首がこすれて痛い」と返答した。また、その際、当該生徒の担任は、当該生徒から事案の内容について聞き取った。
- ・ 昼休み、当該生徒、当該生徒の担任、教科担当教諭の三者で上記のように事実経過を確認した。
- ・ 同日放課後、教科担当教諭は当該生徒とともに、説明のために家庭訪問した。
- ・ その後、同日、当該生徒の担任も家庭訪問した。その際、保護者は「教科担当教諭の話と子どもの話が随分違う。本人（当該生徒）は明日、病院へ行きます」と話す。
- ・ その後、同日、再度、当該生徒の担任、教科担当教諭、教頭が家庭訪問するが、保護者には会えなかった。
- ・ 学校長は、本事案の事実経過から、体罰事案でないと判断したため、「体罰報告書」を作成しなかった。

2 体罰に関する考え方について

大阪市立学校管理規則（昭和35年(教)規則第7号）第12条、「校長は、災害、伝染病その他の事故及び学校の管理運営上重要な事実が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない」に従い、通常、体罰があった場合、学校長は事実を確認し教育委員会へ、報告を行う。

懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日 法務庁法務調査意見長官回答）等により示されており、文部科学省は、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、各都道府県教育委員会教育長等あてに平成19年2月5日付け18文科初第1019号「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（以下「文部科学省通知」という。）において、懲戒・体罰に関する解釈・運用についての考え方を取りまとめた。学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方は、以下のように記載されている。

「ア 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

イ アにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

ウ 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記アの諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。」

3 本件処分について

学校長は、体罰事案でないと判断したため「体罰報告書」を作成しておらず、実施機関は、同報告書を取得していないため、保有個人情報保有していないことを理由に、非開示としたものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

特定日に特定中学校で教員による体罰が発生した事実があるため、本件決定を取り消し、体罰報告書の開示を求める。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、体罰は発生しておらず作成していないため、保有個人情報存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、体罰があったため本件文書を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 本件保有個人情報の存否について

(1) 実施機関によると、特定日の休み時間に当該生徒（中学3年生）から職員室にいた教諭へ「暴力があった」との報告があったため、事実経過を確認したところ、教科担任教諭が、遅刻し入室してきた当該生徒に対し、向き合って注意し指導するため、腕を掴み体の向きを変えた際に、当該制生徒が制服の襟で首をこすった事象（以下「本件事案」という。）が起こっており、同日、本件事案について当該生徒、教科担任教諭及び担任教諭で話し合い、真相を解明するなどの措置を行った上で、放課後、担任教諭等が家庭訪問のうへ保護者に経過を説明したとのことである。

そして、学校長は、本件事案について、その目的、態様等から体罰ではないと判断したため、体罰報告書は作成していないと説明する。

一方、当該生徒の保護者である異議申立人は、本人が暴力を受けたため、本件文

書が存在するはずであると主張している。

(2) 実施機関に詳細を確認したところ、次のとおり説明があった。

- ・ 担任教諭の記憶によると、本件事案発生日の授業終了後の学級活動の際、当該生徒の座席付近の複数の生徒に本件事案について意見を求めたが、特段授業が中断したこともなかったため、問題があったと感じている生徒は確認できず、本件事案が第三者からも体罰に相当するとの認識は見出せなかった。
- ・ なお、担任教諭が次の日に家庭訪問した際、当該生徒の保護者は全治1週間の診断書を見せたが、学校への提出はなかった。
- ・ また、当該生徒の保護者からの警察への被害届に基づき、関係者に対し警察から事情聴取があったが、教科担当教諭に対し処分が下されたという報告は聞いていない。

(3) 学校教育法第11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定め、学校長は、大阪市立学校管理規則第12条に基づき、体罰と認められる行為があった場合は体罰報告書の報告を義務付けられている。

文部科学省通知によると、「児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。……児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰は行ってはならない。」とし、体罰に該当するか否かは、「……諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮をつくした行為であるか」判断することとしている。

(4) 学校長は、本件事案を調査の上、生徒の遅刻に対し口頭注意するため、担当教員が腕を掴んで生徒の姿勢を正した行為により偶発的に制服の襟によって首がこすれた事象として、身体に対する侵害を内容とする懲戒や被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒に該当しないと判断したことが認められる。

学校長が文部科学省通知を踏まえ本件事案を体罰事例と認定していない以上、本件文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

(5) なお、担任教諭等は、当日、当該生徒等に聞き取った内容等について日常的に使用している各自のノート等に記録したが、個人的なメモとして取り扱い廃棄したため、本件事案に係わって保有する公文書はないとのことであった。

当審議会としては、本件事案のように体罰事例に認定されなかった事案であっても、学校園が行った対応経過や調査結果等に関する情報を公文書として保有していれば、事後、第三者による検証が可能となるなど、教育行政に対する市民の理解と信頼がより確かなものになると認められることから、今後これらの情報について、公文書として整備に努められるよう要請するものである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。